

令和8年度白鷹町正社員化促進事業奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の長期の雇用安定を図るとともに、優秀な人材の確保・定着を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を実施した事業主に厚生労働省がキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「国助成金」という。）を支給する場合に、予算の範囲内で町が白鷹町正社員化促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国助成金の支給について定めた雇用関係助成金支給要領「第1共通要領」及び「第2各助成金別要領10キャリアアップ助成金」に準じ、次の各号に定めるところによる。

(1) 「正規雇用労働者」とは、次の全てを満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規定が適用されている労働者であること。

(2) 「短時間労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。

(3) 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第2条に規定する派遣労働者をいう。

(4) 「勤務地限定正社員」とは、次の全てを満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

エ 勤務地が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

(5) 「職務限定正社員」とは、次の全てを満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

- イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。
- エ 職務が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。
- オ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

(6) 「短時間正社員」とは、次の全てを満たす労働者をいう。

- ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。
- エ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

(7) 「多様な正社員」とは、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員をいう。

(8) 「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。）のうち、通常の労働者（正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員）以外の者をいう。

(9) 「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）をいう。

(10) 「有期→正規」とは、有期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

(11) 「無期→正規」とは、無期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

(12) 「転換等」とは、「有期→正規」又は「無期→正規」のことをいう。

(13) 「中小企業事業主」とは、国助成金の区分による。

(14) 「小規模事業主」とは、国助成金において企業規模が中小企業事業主とされ、支給対象事業主の業種分類が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下又は業種分類が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号

の全てを満たすものとする。

- (1) 町内に雇用保険適用事業所がある中小企業事業主（小規模事業主を含む）であること。
- (2) 令和7年4月1日以降に支給対象労働者の転換等を実施し、支給対象労働者に係る国助成金のうち、「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分について、山形労働局長から支給決定を受けていること。
- (3) 町税等に未納・滞納がないこと。

(支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 国助成金の「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。
- (2) 転換等された日において、50歳未満であること。
- (3) 転換等された日において、町内の事業所で勤務する労働者であること。
- (4) 転換等された日において、町内に住所があること。

(支給金額)

第5条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、次の表に定める金額を支給する。

区分	小規模事業主	中小企業事業主
有期→正規	200,000円	150,000円
無期→正規	100,000円	75,000円

(転換等実施報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、支給対象労働者の転換等を実施してから60日以内に町長に転換等実施報告書（様式第1号）を提出するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、転換等実施報告書以外の書類の提出を申請事業主に求めることができる。

(支給の申請)

第7条 申請事業主は、山形労働局長に国助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い期日までに町長に白鷹町正社員化促進事業奨励金支給申請書（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 国助成金支給申請書の写し（支給申請額の内訳を記載した部分を含む）
- (2) 国助成金支給決定通知書の写し
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他町長が必要とする書類

(支給の決定等)

第8条 町長は、支給申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給決定又は不支給決定を行い、申請事業主に通知するものとする。

2 町長は、支給の請求書の提出があった日から30日以内に、奨励金を支給するものとする。

る。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、国助成金の支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに町長に報告するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 町長は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国助成金の支給決定取消しや返還命令があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (3) 第2条から第5条までの要件を満たさないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(奨励金の経理等)

第12条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金に係る収支に関する帳簿その他の関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査)

第13条 町長は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等に関し、調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。
- 2 令和7年度白鷹町正社員化促進事業奨励金支給要綱第6条の規定による転換等実施報告を行った事業者は、本要綱第6条の報告を行ったものとみなす。
- 3 令和8年1月1日から令和8年4月30日までに転換等を実施した事業者については、第6条の「支給対象労働者の転換等を実施してから60日以内に」とあるのは「令和8年6月30日まで」と、令和8年2月12日から令和8年5月15日までの間に山形労働局長から国助成金の支給決定を受けた事業者については、第7条の「山形労働局長に国助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内」とあるのは、「令和8年6月15日まで」とそれぞれ読み替えて適用する。

転換等実施報告書

年 月 日

白鷹町長 様

事業主 所在地
名 称
代表者氏名
(署名又は記名押印)

標記について別紙のとおり転換等を実施したことを報告します。

- 1 有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換等した場合
(転換等した労働者の数 男性 _____ 名、女性 _____ 名)
- 2 無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換等した場合
(転換等した労働者の数 男性 _____ 名、女性 _____ 名)

※「正規雇用労働者」には「多様な正社員」を含みます。

- 3 支給対象労働者は以下の要件を満たす者である。
(ご確認のうえ該当する場合□に✓を記入してください。)
- ① □ キャリアアップ助成金のキャリアアップ計画に基づく正社員転換を行った者
- ② □ 白鷹町正社員化促進事業奨励金支給要綱で定める要件を満たす者。
- ③ □ (有期から転換等の場合) 転換等の前に事業主で雇用されていた期間が5年以下である者
- ※「有期」→「正規」：全て満たす場合に白鷹町正社員化促進事業奨励金の支給対象労働者となります。
- ※「無期」→「正規」：①～②を満たす場合に白鷹町正社員化促進事業奨励金の支給対象労働者となります。

4 事業主の概要

事業主企業規模	<input type="checkbox"/> 小規模事業主		<input type="checkbox"/> 中小企業事業主	
業 種		常用雇用者数	人	
担 当 者	所属・氏名		電話	
	E-mail		FAX	

※「小規模事業主」とは、中小企業事業主のうち、業種区分が「製造業その他」においては企業全体の常時雇用する労働者が20人以下、業種区分が「商業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいいます。

様式第1号の別紙

支給対象労働者等の内訳

番号	区分	(フリガナ) 氏名	転換 された日 の年齢	転換日	転換された日における 支給対象者が勤務する事業所	転換された日における 支給対象者の住所等
支給 対象 労働 者	1		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	2		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	3		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	4		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	5		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	6		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	7		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	8		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	9		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	10		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町

※転換された日から、対象の労働者の姓が変更になっている場合は変更後の姓で記入し、転換時の姓を（ ）書きで記入。
 ※区分は有期または無期のうち、該当するものに○印を記入。

白鷹町長 様

白鷹町正社員化促進事業奨励金支給申請書

事業主 所在地
 名称
 代表者氏名
 （署名又は記名押印）

白鷹町正社員化促進事業費奨励金支給要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金支給申請額 金 _____ 円

2 奨励金支給申請額の内訳

区 分	転換等人数 (A)	支給単価 (B)		支給申請額 (C = A × B)
		小規模事業主	中小企業事業主	
有期→正規	人	200,000円	150,000円	円
無期→正規	人	100,000円	75,000円	円
計				円

3 同年度中における白鷹町正社員化促進事業費奨励金支給申請の有無

有 無

4 申請事業主の概要

事業主企業規模	<input type="checkbox"/> 小規模事業主		<input type="checkbox"/> 中小企業事業主	
業 種		常用雇用者数	人	
担 当 者	所属・氏名		電話	
	E-mail		FAX	

5 添付書類

- (1) キャリアアップ助成金（正社員化コース）支給申請書の写し（支給申請額の内訳を記載した部分を含む）
- (2) キャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書の写し
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 同意書（別記様式）

様式第2号の別紙

支給対象労働者等の内訳

番号	区分	(フリガナ) 氏名	転換 当時の 年齢	転換日	転換された日における 支給対象者が勤務する事業所	支給対象者 の住所等
支 給 対 象 労 働 者	1		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	2		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	3		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	4		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	5		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	6		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	7		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	8		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	9		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町
	10		歳		〒 - 白鷹町 TEL	〒 - 白鷹町

※転換された日から、対象の労働者の姓が変更になっている場合は変更後の姓で記入し、転換時の姓を（ ）書きで記入。
 ※区分は有期または無期のうち、該当するものに○印を記入。

誓 約 書

白鷹町長 様

所 在 地
法人・団体名
代表者職氏名
(署名又は記名押印)

白鷹町正社員化促進事業奨励金の支給申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 白鷹町内に雇用保険適用の事業所があること。
- (2) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 町税（町税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員等に対し資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
 - ホ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (7) 支給申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。

別記様式（第3条関係）

町税納付状況の照会に係る同意書

年 月 日

白鷹町長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

（署名又は記名押印）

白鷹町正社員化促進事業奨励金の交付申請にあたり、商工観光課が町税の納付状況について照会することに同意します。

《照会する町税》

個人の場合：個人町民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

法人の場合：法人町民税、固定資産税・都市計画税

【留意事項】

- （1）同意されない（同意書の提出がない）場合は、照会対象の納税証明書（昨年度及び今年度）を添付して申請してください。
- （2）当該町税を金融機関等で納付間もない場合、納付の確認ができないことがあります。納付の確認に数日間お時間をいただきますのでご了承ください。お急ぎの場合は領収書等の書類をご持参ください。

